

死亡届を出された方へ（戸籍関係）

○火葬許可証は、斎場で火葬を行った後に火葬済の証明印が押されたうえで返却されます。納骨される際にこの証明書が必要となりますので、大切に保管してください。

○死亡届を届出すると、受付した市区町村から、住所地や本籍地の役所へ通知を送信します。この通知に基づいて住民票及び戸籍に死亡の記載を行います。住所地や本籍地が死亡届を届出した役所と異なる場合には処理に日数を要します。

○死亡届を出された後、本籍地の役所で戸籍の記載処理が完了するまで、届出内容を反映した戸籍証明書を取得することはできません。

○戸籍証明書はこれまで本籍地以外では交付できませんでしたが、令和6年3月1日から次の戸籍証明書は本籍地以外でも交付できるようになりました（広域交付）。

＜広域交付ができる証明書＞

- ・戸籍全部事項証明書・除籍全部事項証明書・除籍謄本・改製原戸籍謄本

＜請求できる方＞

- ・本人・配偶者・父母、祖父母など（直系尊属）・子、孫など（直系卑属）

＜請求方法＞

- ・窓口での請求のみ

＜本人確認＞

- ・請求者のマイナンバーカード、運転免許証等の官公署が発行した顔写真付き証明書が必須

○法令により死亡届の届書等情報内容証明書（届書記載事項証明書）の提出が義務づけられているお手続きがあります。提出先にご確認ください。ご請求の際は請求事由を疎明する証明書が必要です。

＜請求事由を疎明する証明書＞

- ・郵便局簡易生命保険の請求（郵政民営化以前）⇒保険証書など加入を証明するもの
- ・遺族年金の請求（国民・厚生・船員・共済等）⇒年金証書など加入を証明するもの
- ・労働者災害補償保険法に関する請求 ⇒各種関係請求書類

詳しくは大阪市ホームページをご参照ください。

戸籍謄本・戸籍抄本の交付請求



大阪市外の戸籍証明書の交付請求（広域交付）



届書等情報内容証明書（届書記載事項証明書）の交付請求



【お問い合わせ先】

東淀川区役所窓口サービス課 戸籍グループ TEL06-4809-9961